算入額 付額に係る還付金を 利子税を除く。）の の当期控除額 」若しくは「21」又は

に、

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 （別表十（五）「19」）
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 （別表十（五）「20」又は「22」）

を

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 （別表十（五）「20」）
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 （別表十（五）「21」又は「23」）

に、

課税済留保金額の （別表十七（二の二
課税対象留保金額等 （別表十七（二）「40」＋別表十七（三）「22」）

損金算入額 ）「35」）
の益金算入額 「35」＋別表十七（三の二）

を

超過利子額の損金算入額 （別表十七（二の三）「10」）
課税対象金額等の益金算入額 （別表十七（三）「35」＋別表十七（三の二）「22」）

に改め、同表の記載要領第11号中「以下この号において同じ。）に」を「以下この号及び第４号において同じ。）に」に、「配当等の額（令第139条の８第１項」を「令第139条の８第１項」に、「をいう。以下この号において同じ。）を加算し、」を「（当該事業年度が平成25年４月１日以後に開始する事業年度である場合には、適格現物分配に係るものを含む。）を加算し、」に改め、「受け取る」の次に「同項に規定する」を加え、同第13号を次のように改める。

３　別表四「17」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「留保所得金額（別表四「48の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期留保金額 (1)＋(2)－(3)－(4)－(7)　(8)」の欄の記載に当たつては、当該内書として記載した金額を「(1)」から減算して計算すること。

別表十一(一)の記載要領第四号中「法第67条第４項の規定の適用を受ける」を削り、「利益の配当」の次に「（その支払に係る基準日が当該事業年度に属するものでその支払に係る決議の日が当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除く。）」を加え、同第五号中「（同法」を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「同法第62条第１項」を「租税特別措置法第62条第１項」に改め、同号(1)中「「法人税額及び復興特別法人税額（(別表一(一)「４」＋「５」＋「７」－「11」－「44」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」を「「法人税額及び復興特別法人税額（(別表一(一)「４」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)＋復興特別法人税申告書別表一「４」）」に改め、同号(2)中「若しくは第２項」を削る。

別表十一(四)及び別表十一(四)付表を削り、別表十一(五)を別表十一(四)とし、別表十一(六)を別表十一(五)とする。

別表十一(七)の記載要領中「以下」の次に「この記載要領において」を加え、同表を別表十一(六)とする。

別表十一(八)の記載要領中「以下」の次に「この記載要領において」を加え、同表を別表十一(七)とする。

受贈益の益金不 （別表四の二「11」）
受取配当等の益金 （別表八の二「14」から連結法人間配当等除いた金額）